

【東日本大震災復興特別区域法案に関する質問・主な質疑項目】

〔総論〕

1. 当法案は、震災地の復興を狙いにしたものなのか、新成長戦略の一環である総合特区法を、被災地にまず適用してみようというものなのか。
2. 復興特区で認められた特例措置を、将来、全国に広げ、上からの規制緩和を行なおうという意図はないのか。

〔規制緩和（漁業法、土地利用、農地の集約）〕

3. これまでの漁協が主体となった資源の管理や漁場の秩序に、地元の漁業者の参入と合わせて、漁協以外の会社等が参入できるようになるのか。
4. 民間会社やコンサルタント会社の意向が強く反映され、開発中心の街づくりにならないか。また、外資系の会社等が参入し、林地の取得と関連した水事業や、リゾート開発が進みかねない心配もある。復興特区内の土地利用に対する歯止めは誰がどのように行うのか。
5. 地域の復興計画づくりの中で、中小零細の家族農家の意向が届かない形で、農地の大規模な集約が進められ、多くの被災農業者が職を失うのではないか。復興計画づくりに、農業者の意向をどう反映させるのか。
6. これまで住んでいた土地の買い上げと、新しい土地・住居の購入について、被災者の負担が生じないようにする方法を検討しているか。また、農地の転用も必要になった場合、これら農地を国が買い取り、復興計画に組み込むことは検討しているか。

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男です。

自由民主党・無所属の会を代表して、東日本大震災復興特別区域法案について質問します。

もう被災地では雪が降っています。被災者の皆さんにとっての一番の問題は、これからは生活や活動が制約されざるを得ないことです。雪国に育った者にしか、この閉塞感は分かりません。なぜ対策がこう遅れてしまっているのでしょうか。悲しくて残念です。広範囲にわたる被害の大きさ、そして原発事故が重なったことが、ここまで対策を遅らせた一因です。しかし、菅総理の自分の延命しか考えないパフォーマンス、そして野田総理の、優先すべき震災対策を後回しにしたTPPへの交渉参

加宣言による混乱が、政府を挙げた震災復興の取組を更に遅延させました。

もう一つ、菅政権は政治主導にこだわり、官僚の動きを抑制しておきながら、野田政権になってからは一転して官僚依存です。復興債の償還年限の扱いや予算総額の扱いでは財務省の意向に、二重債務の解消法案の扱いでは経済産業省の意向に振り回され、時間が掛かったのではないのでしょうか。

まず、官房長官と復興担当大臣にお聞きします。なぜここまで復興に向けた取組が遅れたのか、反省とこれからの決意をお聞かせください。二重債務解消対策では、政府が支援してつくった復興機構はまだ岩手県のみであり、実績は四百七十四件の相談受付、そのうち買取りが決定したのは一件のみでしかないといえます。何としても、新法による再生支援機構の設立を急ぎ、草木も芽生える春には種まき、苗作り、田植の作業が進むようにしなければなりません。また、仮設であっても新しい店を開き、新しい従業員を雇い、工場を稼働できるようにしなければなりません。

ところで、岩手県の復興機構の運営会社は外資系のファンド会社です。外資だからと敬遠する時代ではありませんが、一方で、大事な資産を失わないか、利用者側に不安があるのも事実です。復興担当大臣に伺います。復興事業の主体は、ノウハウさえあれば外資でも何でもいいのでしょうか。基本的な考えをお聞かせください。

では、法案についての質問に入ります。まず、どうしても確認しておきたいことがあります。この復興特別区域法案のそもそもの発想はどこから来たのかということです。民主党は、TPPに見られるように、党も総理も新自由主義と市場原理主義に急転回しています。この党が二年前の総選挙で国民生活第一と言っていた党かと疑りたくなるほどの大転換です。

振り返ってみると、民主党は既に昨年六月、産業の国際競争力の強化と地域の活性化を目的とする新成長戦略を打ち出し、その中で総合特区を掲げていました。自民党政権時代の構造改革特区に財政支援、税制、金融支援を盛り込んだものであります。菅内閣が今年一月に閣議決定した新成長戦略実現二〇一一では、包括的な経済連携に関する基本方針を盛り込み、高いレベルの経済連携を進めるとともに、競争力の強化のため抜本的な国内改革を先行的に推進するとして、まさにTPP推進と総

合特区を打ち出していました。

これらに基づいて、今年六月には総合特別区域法が成立しています。この法律には、総合特区基本方針の策定、計画の策定、事業に対する特別の措置、さらに地域協議会の設置等が定められています。

今回の震災復興特別区域法案は、この構図と全く一致しています。内容的にも、民間事業者等は地方公共団体に対して計画を提案できるし、地方公共団体は国に対し新たな規制の特例措置を提案できることとしていることなど、全く同じであります。

そこで、伺います。震災特区法案は、被災地の復興を狙いにしたものののでしょうか。それとも、新成長戦略の一環である総合特区法を被災地にまず適用してみようというものなのでしょうか。二つの特区はどこがどう違うのか、あるいは全く同じものなのか、復興担当大臣と地域活性化担当大臣にそれぞれ伺います。

復興基本法には、復興は「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべき」と書かれています。しかし、そうしたきれいな言葉に隠れて、復興特区で認められた特例措置を将来全国に広げ、上からの規制緩和を行おうという意図はないのでしょうか。復興特区はあくまでも被災地、被災者の復興を願う趣旨のものであり、その特例を全国に広げるかどうかは別の問題として慎重に検討すべきであります。そうした理解でよいか、復興担当大臣にお伺いします。

福島の被災地は、原発事故で避難を余儀なくされ、さらに、全く原発の収束が見通せない中で、家も農地も工場もお店も手付かずのままにあります。この復興特区法とは別に対策が講じられなければならないと考えます。特に、農地や宅地等は国が被災前の価格で買い上げる、東電が除染費用も含めてそれを支払うということにすべきです。

そこで、復興担当大臣に伺います。独自の困難を抱えた福島の警戒区域や避難区域の復興をこの特区法で一緒にくくってしまうのは、福島の避難者にとっては納得がいきません。衆議院の答弁では別途考え方を示すとしていますが、改めて原発地域の復興対策についてお考えをお示しください。

次に、法案に盛り込まれた具体的な規制緩和について伺います。

一つ目は、漁業法です。漁業法の特例として、地元の漁業者主体の法人や漁業者七人以上で構成する法人に対して、これまでの漁業協同組合とは別に知事が直接特定区画漁業権の免許を与えることができるように

なっています。

これは、これまでの漁協が主体となった資源の管理や漁場の秩序に、地元の漁業者の参入と併せて、漁協以外の会社等が参入できるようにすることと考えていいのでしょうか。例えば、地域の加工会社だけでなく、全国の大規模食料販売チェーン店や、極端に言う外資の会社も参入できるということなのか、復興担当大臣と農林水産大臣にそれぞれ伺います。

二つ目は、土地利用です。地域の復興計画に基づき、新しい町づくり、高台への移転、加工流通等の団地づくり、農業地域、防潮林や公園、防災施設等の地域づくりが進められます。都市計画区域や農業振興区域等のゾーニングが見直され、それら土地の転用や農地等への復帰など、地目の変更が行われることとなります。当然、分散した多くの地権者の合意を得るため、区画整理事業や土地改良事業を機動的に動かすこととなります。

その際、開発計画の策定に参加する民間会社やコンサルタント会社の意向が強く反映され、優良農地の大規模な転用や、山林、林地の破壊や高台の自然を壊す大規模開発が進められ、大規模店舗が入ってくるなど、開発中心の町づくりにならないかと心配します。大規模店舗の参入は、まちづくり三法等による商業調整が一定の制約になるはずですが、これらについても特例措置が講じられることになると、地域の特性を生かした町づくりにならず、多くの中小商店主が再生できないことになってしまいます。復興特区内の土地利用に対する歯止めは誰がどのように行うのか、復興担当大臣と国土交通大臣に伺います。また、外資系の会社等が参入し、林地の取得と関連した水事業や、リゾート開発が進みかねない心配もありますが、こうした心配にこたえる仕組みについて、何か用意されているのか、伺います。

三つ目は、農地の集約です。TPP参加問題とも関連し、強い農業づくりが叫ばれています。その際、新しい地域づくりと関連させて、大規模農業の展開を図る主張もなされています。今後、地域の復興計画作りの中で、中小零細な家族農家の意向が届かない形で農地の大規模な集約が進められ、多くの被災農業者が職を失うのではないかと懸念があります。被災地の農業者の意向が反映されるよう、徹底した話し合いによる計画作りが進められなければなりません。

この点、新成長戦略の下での国際競争力の強化を標榜する総合特区法

をベースにした復興特区法案の危険性を感じざるを得ません。地域の復興計画作りに農業者の意向をどう反映させるのか、復興担当大臣、農林水産大臣、それぞれお聞かせください。

また、この復興特区法案の運用に関して、復興担当大臣に伺います。

一つ目は、市町村への支援体制です。復興計画の策定は、市町村によって相当の格差が生ずると考えられます。市町村の地域的特性や、庁舎が破壊されたか残ったか、首長さん始め職員がお亡くなりになったり、被害の状況によって市町村の体力に大きな差が存在しているからであります。市町村には、県や国からのきちんとした応援体制が必要です。この点についてどう対応するつもりか、お聞かせください。

二つ目は、新たな規制の特例です。県や市町村が国に対して新たな規制の特例を要望し、それを可能にする仕組みが設けられます。市町村等の意欲や地域の特性を評価するものですが、ややもすると、これまでも例があるように、開発志向が強かったり、特定の民間業者の強い意向が働き、優良農地の転用や大規模商業施設の建設が先行したりするおそれがあります。こうしたことの適否の判断は難しいところですが、新成長戦略の方針の下で、国際競争力強化と規制緩和が先行するものとなり、地域のコミュニティーや美しいふるさとを失うようなことをさせてはならないと考えます。

農地法であっても、まちづくり三法であっても、国会で相当な論議を重ねて成立、改正させてきた法律であります。また、規制措置でもあります。新たな規制緩和は、国会の論議を経て、国会の意向が尊重される形で進められるべきだと考えます。そのための具体的な仕組みをお聞かせください。

三つ目は、交付金事業の在り方です。復興庁が中心になって実施体制をつくり、各省庁別の縦割りの仕事にならないようにすべきです。とりわけ、交付金事業については、三党協議による修正で、参議院で全野党の賛成で可決し、衆議院で継続審議中の東日本大震災災害臨時交付金の趣旨がほとんど取り入れられましたことは評価いたします。そこで、交付金による事業の実施は、あくまで縦割りを排し、被災者や被災地の復興を目的として、弾力的で柔軟に進めるべきです。そのための具体策について伺います。

四つ目は、集団移転促進事業です。津波で大きな被害を被り、いまだに瓦れきと水につかった水田を目の前にしている地域も多くあります。その中の一つである仙台市若林区の集落が全滅した住民のアンケート調査によると、移転すると仮定した場合は、土地の買上げを求める人が三〇%、代替地の無償提供を求める人が六一%という回答になっています。

ところが、防災集団移転促進事業について、自治会の新聞にはこのように書かれています。住民に直接関係する補助は住宅ローンの利子補給や引っ越しの際の移転費用などに限られています。用地買収、造成に対する国の補助はありません。土地の買上げも可能ですが、それは被災後の評価額であり、かなりの価格差がある移転先の土地購入費や借地料など、それなりの自己負担を覚悟しなければなりません。この事業は現時点では費用負担が大きく、住民皆でよく考察し、議論、検討していく必要がありますと書いております。

こういう理解でいいのでしょうか。これでは被災者の期待に全くこたえていないのではありませんか。これまでの住んでいた土地の買上げと新しい土地、住居の購入について、被災者の負担が生じないようにする方法を検討しているのか、伺います。また、宅地ばかりでなく、水につかった農地もあります。復興計画の立て方いかんでは、農地以外への転用も必要になります。これら農地を国が買い取り、復興計画に組み込んでいくことを考えるべきですが、そうした検討をしているか、伺います。

私は、本会議場の皆さんと同じく、一日も早い復興を望んでおります。しかし、当法案が被災者の苦しみにこたえるのではなく、新成長戦略における国際競争力の強化のために被災地を改造しようとする狙いを持ったものであるならば、容易に賛成できません。未曾有の大災害と原発事故を考えると、当法案も、この国の在り方をどう描くのか、よくよく考えたものでなければならぬのであります。

以上を申し上げ、私の代表質問といたします。

(拍手)

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）

山田議員からは十三問質問をいただいております。まず、復興に向け

た取組の遅れに対する反省とこれからの決意についてのお尋ねがありました。私は、発災直後から内閣府の副大臣として、また、七月以降は復興対策担当大臣として、被災者の生活支援や被災地の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいりました。

仮設住宅の建設や散乱瓦れきの撤去、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧、防潮堤や港湾などの公共施設の応急復旧等に取り組んできたところであり、発災直後と比べ、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものと認識しております。しかしながら、一方では、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという御指摘もいただいております。被災地は、これから冬を迎える仮設住宅の寒さ対策や市町村の復興計画の策定と実行など、今もなお様々な問題を抱え、政府として対処しなければならない課題は山積みしていると認識しております。

去る二十一日には第三次補正予算が成立したところであります。政府としては、これを踏まえて、今後の復旧・復興事業のスケジュールを明示した工程表等を作成、公表したところであります。さらに、復興特区制度や東日本大震災復興交付金などについて、今国会での速やかな成立を目指し、地元自治体と協力しながら被災地の復興を加速してまいり所存であります。

復興事業の主体についての御質問をいただきました。

東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点において、民間の力が最大限に発揮される必要があります。この民間の力は、国の内外を問わず、広く熱意と能力ある主体を集めることが重要と考えております。復興の基本方針においても、世界に開かれた復興として、外国の活力を取り込んだ被災地域の復興を図るとともに、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進することが定められております。

他方、いかなる復興事業においても、利用者に不安を与えるようなことがあってはその活用が進みません。このため、資本の内外を問わず、復興事業が適切に運用されることで利用者の不安が払拭されるよう、関係省庁ともしっかり取り組んでまいります。

復興特区法案の目的、総合特区法との違いについての御質問をいただきました。復興特区制度につきましては、被災地域の復興を加速するため、被災した地方公共団体の負担軽減を図りつつ、地域の創意工夫による取組を支援する制度として、総合特区制度も参考としつつ、制度設計を行ったところであります。総合特区が地域の申請に基づき選定される

先駆性などの要件を満たす区域に限定しているのに対し、復興特区は、震災により一定の被害が生じた二百二十二市町村の区域において特例活用のための計画作成ができることとしております。

特例措置につきましても、復興特区制度の趣旨に鑑み、総合特区制度にある個別の規制の特例等に加え、土地利用再編を迅速に進めるための一連の特例、雇用創出のための思い切った税制上の特例、復興地域づくりを支援する新たな交付金制度等を盛り込んだところであります。復興特区制度の特例を全国に広げるかについての御質問をいただきました。

復興特区制度は、被災地域の復興を加速するため、被災した地方公共団体の負担軽減を図りつつ、地域の創意工夫による取組を支援する制度であります。復興特区制度で設けようとしている様々な特例は、このような被災地域における復興の取組を推進することを目的としたものであり、これらを全国に拡大して適用することを前提としたものではないと考えております。一方、今後、特例措置の適用状況を踏まえて、一定の特例措置につきましても被災地以外の地域にも展開できるのではないかとの御意見が出てきた場合には、政府内、そして国会でも議論の上、対応を検討していくことになると考えております。

原発地域の復興対策についての御質問をいただきました。

御承知のように、福島県は前例のない原子力災害に見舞われております。原発周辺地域では多くの方々が全国への避難を余儀なくされております。また、放射線による健康不安を感じたり、いわゆる風評被害が観光、農林水産業、さらには企業立地などの面でも広がるなど、甚大な被害を被っております。こうした福島県の置かれた特殊な事情に鑑みまして、この対策を講じるための特別立法が必要と考えており、現在、内容の検討を進めているところであります。加えて、避難区域の復興は、まずは原子炉の冷却停止が大前提でありまして、その状況を踏まえ、地元自治体と十分に相談をしながら進めてまいります。

漁業権の特例についての御質問をいただきました。本法案の漁業権に係る特例に基づき知事が直接免許を付与できるようになる地元漁業者主体の法人とは、その出資額又は議決権の過半を漁業者が占めることが条件となっておりまして、それ以外の部分については、業種を問わず様々な企業が出資することが可能となっております。さらに、こうした地元漁業者主体の法人が実際に免許を付与されるには、地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果がある、他の漁業との協調その他水面の総

合利用に支障を及ぼすおそれがない等の基準を満たす必要があります。いずれにしても、地元漁業者との話合いの中で、免許権者である知事において適切な運用がなされるものと考えております。

復興特区内の土地利用に対する歯止めをどのように行うかについての御質問をいただきました。復興特区内の土地利用の再編については、復興整備計画に基づき進めていくこととなりますが、この計画は、将来の市街地像を見据えて復興に真に必要な事業を市町村が定めるものであり、無秩序な開発が進むような事態が生じることは想定されないものと考えております。また、復興整備計画は復興整備協議会の協議を経て作成されますが、この協議会は、市町村長や知事のほか、農地や林地の開発に当たって農林水産大臣等も構成員となるため、必要な農地や林地の確保については適切な配慮がなされるものと考えております。

地域の復興計画作りににおける農業者の意向の反映について御質問をいただきました。復興に関する計画については、地域の特性を生かしつつ、農業者を含めた地域の関係者による徹底した話合いにより策定されることが必要であります。このため、地方公共団体が土地利用の再編に関する復興整備計画を策定するに当たりましては、あらかじめ公聴会の開催等、農業者を含む住民の意向を反映させるために必要な措置を講ずることとしております。あわせて、地方公共団体は復興整備事業の実施者や地域の関係者から成る復興整備協議会を組織できることとしております。また、規制・手続や税制の特例に関する復興推進計画の策定に当たりましても、事業の実施者や地域の関係者から成る地域協議会を組織できることとしております。

このような被災地域の住民の意向を反映させる仕組みを通じまして、復興特区法に基づく地域の復興計画作りにおいては農業者の意向も十分に反映されるものと考えております。

地域の復興づくりにおける県や国からの応援体制についての御質問をいただきました。市町村が復興計画を策定するに当たりまして、専門的人材を含めまして必要な人的支援を行うことが重要と考えます。これまでも、被災地域を支援するため国家公務員の派遣を行うとともに、地方公務員についても、全国市長会、全国町村会の協力を得まして派遣の仲立ちを行ってきたところであります。今後とも、被災市町村の地域的特性や地域の要望を踏まえ、県とも連携しつつ、職員の派遣や技術的な助言など、被災市町村における復興計画の迅速な策定を支援してまいり

ます。

新たな規制緩和の措置を設けるに当たっての国会の意向を尊重するための具体的な取組について御質問をいただきました。復興特区制度において、法律に規定された規制に関して新たな特例措置等を定める場合には、法律の改正を要することとなるため、立法機関である国会において十分御審議をいただくことになると考えます。また、新たな規制の特例措置等の提案については国と地方の協議会において協議、検討されることとなりますが、その協議の経過を国会に報告すること等を内容とする修正案が衆議院において可決されたところでございます。これらにより、新たな規制緩和の措置を設けるに当たって国会の意向が尊重される仕組みが確保されているものと考えます。

復興交付金の運用についての御質問をいただきました。復興交付金においては、復興地域づくりに必要なハード事業として五省四十に及ぶ幅広い事業を一括化し、地方公共団体は一本の事業計画を提出することで足りることといたします。また、事業計画の提出や交付申請等に当たりましては、内閣府、復興庁が発足してからは復興庁がワンストップの窓口として対応することといたしております。さらに、今後、詳細な制度設計を進めるに当たりましては、公共団体にとって使い勝手の良い制度となるよう検討を進めてまいります。

防災集団移転促進事業における被災者の負担の軽減についての御質問をいただきました。防災集団移転促進事業の活用におきましては、移転される方の負担をできる限り軽減されるよう対応することが重要であると考えております。まず、防災集団移転促進事業においては、移転元の土地の買上げを行うとともに、引っ越し費用等への助成を行うこととしております。また、移転先の住宅団地の用地については、移転者が賃借することが可能であり、取得する場合には、今回の制度拡充で、用地取得・造成費のうち市場価格を超える部分を新たに補助対象とする、宅地購入等資金を借り入れた場合の利子相当額補助金の限度額を四百六万円から七百八万円へ引き上げる等の措置を講じているところでございます。政府としては、被災地の一日も早い復興に向けて、このような措置を活用しつつ、本事業が円滑に実施されるよう地方公共団体を支援してまいります。

最後に、浸水した農地の国による買取りに関する御質問をいただきました。津波により被災した農地につきましては、農林水産省において、できる限り農地として利用できるよう復旧することを基本とした農業・農村の復興マスタープランにおける工程表を作成したところでありまして、現時点においてはほとんどの農地が復旧の対象になり得るものと考えております。なお、地域における土地利用の在り方につきましては、まずは地域の関係者や市町村の意向が重要でありまして、その中で、被災農地を公共的な用地として利用するために買上げを行う場合も出てくるものと考えております。

国としては、地域の自発的な意向を尊重し、地域の計画的な土地利用の実現に向けて、今後とも関係省庁と連携して支援等の対応を行ってまいります。（拍手）

〔国務大臣藤村修君登壇、拍手〕

○国務大臣（藤村修君）

山田俊男議員の御質問にお答えいたします。復興に向けた取組の遅れに対する反省、そしてこれからの決意に関する御質問をいただきました。東日本大震災からの復旧・復興は、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題でございます。政府は、これまで全力を挙げて被災地の復旧・復興対策に取り組んできたところであり、仮設住宅の建設や散乱瓦れきの撤去などはほぼ完了してまいりました。こうした取組の一方では、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという御指摘もいただいております、このことは真摯に受け止めております。去る二十一日には、被災地の本格的な復興に資するための経費を計上した第三次補正予算を国会で成立させていただいたところでありました。政府としては、復興特区制度や東日本震災復興交付金などの関連法案についても、今国会での速やかな成立を目指し、地元自治体と協力しながら、復興事業が更に加速できるよう全力で取り組んでまいります決意でございます。（拍手）

〔国務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（川端達夫君）

山田俊男議員の御質問にお答えいたします。震災復興特区と総合特区の違いについてお尋ねがありました。総合特区制度は、国際競争力の強

化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対して、選択と集中の観点から地域を厳選し、規制の特例措置等により総合的に支援するものでございます。復興特区制度とは、地域の発意に基づいて、国が規制の特例措置等により総合的に支援する点や、国と地方の協議会で新たな特例を追加する仕組みがあるという点で共通しているものと認識をいたしております。

しかし、対象区域に関しては、総合特区は、政策課題解決の実現可能性の高い地域に対し、国と地域の政策資源を集中させる観点から、地域の申請に基づき、先駆性などの要件を満たす地域を国が選定手続を経て指定した区域に限定しているのに対し、復興特区は、震災により一定の被害が生じた区域であれば、選定手続を経ることなく計画策定ができる点等において異なるものと承知をいたしております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣鹿野道彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（鹿野道彦君）

山田議員の御質問にお答えいたします。まず、漁業法の特例についてのお尋ねでございますが、本法案の漁業権に係る特区制度により知事が直接免許を付与できるようになる地元漁業者主体の法人とは、その出資額又は議決権の過半を漁業者が占めることが条件となっておりまして、それらの残りの部分に限って、業種を問わず様々な企業が出資することが可能だということでありまして、

さらに、こうした地元漁業者主体の法人が実際に免許を付与されるに当たりましては、平野担当大臣からお話のとおり、地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果があること、他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがないことなど、五つの基準を満たす必要があります。こうしたことから、地元漁業者との話し合いの中で免許権者である県知事において適切な運用がなされるものと考えているところでございます。

次に、地域の復興計画作りに農業者の意向をどう反映させるかのお尋ねでございますが、津波により被災した地域の復興に当たりましては、本法案に基づき、市町村が復興のための町づくりプランとして復興整備計画を作成することといたしておりまして、計画の対象地域に農地が含まれる場合には、その作成に当たり、地域の農業者の意見を反映することとなっております。

具体的には、計画作成に当たっては公聴会や説明会を開催すること、土地利用計画の見直しにつき二週間縦覧し、被災農業者等はこれに対して意見を述べるができること、復興整備協議会の構成員には被災農業者等の関係者を加えることなどがございます。被災農業者等の意向をこのようなことから反映させる仕組みとなっておるところでございます。したがって、被災地の農業者の意見を十分反映する形で復興整備計画が作成されるものと考えておるところでございます。（拍手）

〔国務大臣前田武志君登壇、拍手〕

○国務大臣（前田武志君）

山田俊男議員にお答えいたします。復興特区内の土地利用についてのお尋ねがありました。復興特区内の町づくり、地域づくりについては復興整備計画に基づき進めていくこととなりますが、この計画は、将来の市街地像を見据えて真に復興に必要な事業を市町村が定めるものであり、無秩序な開発が進むような事態は生じ難いと考えています。

また、復興整備計画は復興整備協議会の協議を経て作成されますが、この協議会には、市町村長や知事のほか、農地や林地の開発に当たっては、農地転用許可が必要になりますと、義務的構成員として農林水産大臣が加わりますし、二ヘクタール以下のときには都道府県の農業会議あるいは農業委員会が義務的構成員となります。こういったことで、農地や森林の確保についても適切な配慮がなされるものと考えております。